

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 株式会社浅沼組

住所： 大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル

2. 指名停止措置期間： 自 令和4年9月26日 2ヵ月

至 令和4年11月25日

3. 事実概要

上記業者の元千葉営業所長が、千葉縣市川市発注の学校校舎解体工事の入札を巡り、予定価格等の入札情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年7月26日に公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第8号イに該当する。

<指名停止措置要領別表第2第8号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫

茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564